

令和3年度千秋公園における移動販売車（キッチンカー） による営業に関する社会実験出店者募集要項

1 目的

市では、千秋公園をより魅力あるにぎわい空間とするため、公園利用者の利便性や快適性を高める新たな公共サービスの創出を目指し、民間活力の導入について検討しているところです。

その取組の一つとして、千秋公園の市場性や事業課題等の把握を目的に移動販売車（キッチンカー）による飲食店等の営業を行う社会実験を実施します。

このことから、社会実験の趣旨を理解し、出店していただける事業者を募集します。

2 社会実験の概要

(1) 実施場所

千秋公園 東側ポケットパーク（秋田市千秋明徳町地内）

(2) 出店対象とする業種

自動車による食品の移動営業であって、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定する飲食店営業、喫茶店営業および菓子製造業のいずれかに該当するものとします。

(3) 出店台数および規模

出店台数は1日3台程度とし、1台当たりの設置面積は10m²以内とします。

(4) 実施期間および時間

ア 実施期間

令和3年5月1日（土）から令和3年7月31日（土）まで

イ 出店時間

正午から午後6時まで

※上記期間中であっても、大規模イベントの開催等により出店できない場合があります。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、実施期間を変更する場合があります。

3 応募資格

応募できる者は、次に掲げる事項を全て満たす個人又は法人とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらに密接な関係を有しない者
- (3) 国税および地方税を滞納していない者
- (4) 秋田市内において、自動車による食品の移動営業を行うために必要な許可および資格を有する者
- (5) 生産物賠償責任保険（PL保険）に加入している者

4 出店上の条件等

- (1) 出店上の条件について
 - ア 移動販売車の意匠や販売員の服装が、公園の景観と著しく不調和でないこと。
 - イ 酒類の販売は行わないこと。
 - ウ 営業に必要な電気や水等は、出店者が自ら用意すること。
 - エ 火気を使用する場合は、安全対策を万全にし、事故防止に努めること。
 - オ 公園利用者および近隣住民等の迷惑とならないよう、騒音や振動、異臭等に十分配慮すること。
 - カ 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者の責任において対処すること。また、トラブルが発生した場合は、速やかにその内容を市に報告すること。
- (2) 出店日数および営業時間について
 - ア 出店日数は、申込書に記載の出店可能日数に達するように努力すること。
 - イ 雨天等により、やむを得ず出店を中止又は営業時間を極端に短くする場合は、事前にEメール等で市に連絡すること。
- (3) 公園の美化について
 - ア 出店者は、移動販売車およびその周辺を適宜清掃し、公園の美化に努めること。
 - イ 出店者は、必ずゴミ箱を移動販売車の直近の見やすい場所に設置し、排出されたごみは出店者が持ち帰り、適正に処分すること。
 - ウ 出店により生じた排水は、公園内設備に流さず出店者が持ち帰り、適正に処分すること。

(4) 移動販売車の進入および退出について

ア 園内を移動販売車で走行する際は、公園利用者を最優先とし、徐行やハザードランプを点灯させるなど、安全運転に努めること。

イ 移動販売車は、園内の指定された場所以外に駐車しないこと。また、営業終了後は、後片付けの上、速やかに園外へ退出すること。

(5) アンケート調査への協力

ア 購入者アンケート調査として、市が用意したアンケート用紙の配布および回収に協力すること。

イ 出店者アンケート調査として、売上高や事業課題等に関するアンケート用紙に回答すること。

5 スケジュールと進め方

(1) スケジュール

本社会実験は、次のスケジュールで実施します。

項目	日程
募集要項の公表	令和3年3月5日(金)
申込手続き	令和3年3月5日(金)から4月2日(金)まで
出店の決定	令和3年4月上旬
出店計画に関する協議 (意見交換会、許可申請等)	令和3年4月中旬
実施期間	令和3年5月1日(土)から7月31日(土)まで

(2) 募集要項の公表

募集要項は、次のとおり公表します。

【公表方法】市ホームページに掲載します。

(URL) <http://www.city.akita.lg.jp/shisei/machizukuri/1011486/1007157/1028334.html>

【公表時期】令和3年3月5日(金)

(3) 申込手続き

申込手続きは、次のとおりです。

ア 申込方法 持参又は郵送

イ 申込期間 令和3年3月5日(金)から4月2日(金)午後5時まで
(郵送の場合は、締切日必着)

ウ 申込先 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎4階
秋田市 建設部公園課 企画建設担当

エ 必要書類

- (ア) 申込書（様式1） 1部
- (イ) 誓約書（様式2） 1部
- (ウ) 営業許可書の写し（秋田県内の保健所長から受けたもの） 1部
- (エ) 食品衛生責任者証又はそれに代わる資格証の写し 1部
- (オ) 生産物賠償責任保険（PL保険）等の証書の写し 1部

(4) 出店者の決定

提出された書類を基に、「3 応募資格」の適否や「4 出店上の条件等」に照らし審査を行い、出店者を決定します。

出店者の決定は、4月上旬に申込者に対し、書面により通知します。

(5) 出店計画に関する協議

ア 意見交換会について

出店者決定後、社会実験の実施に先立ち意見交換会を開催し、市からの事前説明や、出店者からの営業に関するアイデアなどのご意見をいただきます。

イ 公園施設設置許可申請について

出店者は、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設設置許可を受ける必要があります。同許可に伴う使用料を納付する必要があります。

使用料は、当該地の課税評価額（65,900円/m²）に100分の3を乗じて得た額を年額とし、1台当たりの設置面積10m²を乗じ、出店を予定する日数に応じた日割りをもって算出します。

※計算例）30日間出店する場合の使用料

$$\frac{65,900\text{円}/\text{m}^2 \times 3\% \times 10\text{m}^2}{365\text{日}} \times 30\text{日} \approx 1,624\text{円}$$

ウ 出店希望日について

1か月間の出店希望日は前月中旬までに提出いただき、市が出店日を調整する予定です。

6 お問い合わせ先

担 当 秋田市建設部公園課 企画建設担当
所 在 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
電 話 018-888-5753 FAX 018-888-5754
E-mail ro-urpc@city.akita.akita.jp